

令和 7 年の出入国在留管理業務の状況

出入国在留管理庁

■ 令和7年における出入国在留管理業務の統計のポイント

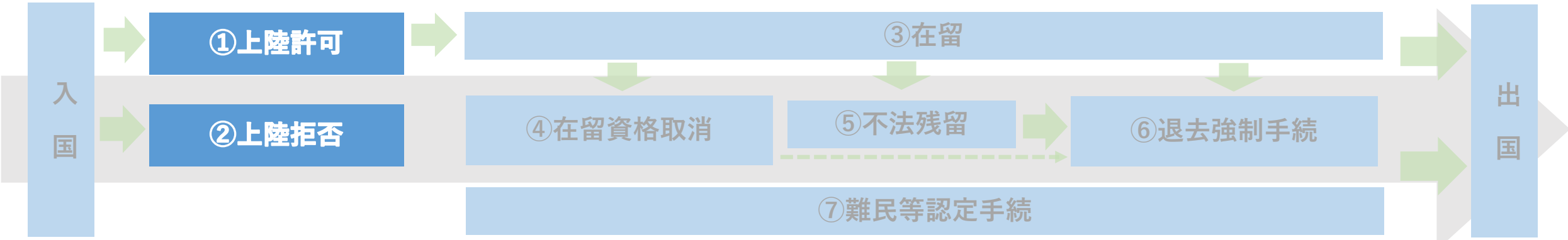
- ・ 外国人入国者数は、過去最高を更新し、初めて4,000万人を超え、在留外国人数も、過去最高を更新し、初めて400万人を超えた。
- ・ 令和7年5月に「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を発表し、護送官付き国費送還で318人（前年比27.7%増。過去最高）を送還するなど、諸施策に取り組んでおり、令和8年1月1日現在の不法残留者数は、6万8,488人と1年間で6,375人減少した。

- 外国人入国者数：4,243万930人 ※初めて4,000万人を超えて**過去最高**
- 在留外国人数：412万5,395人 ※初めて400万人を超えて**過去最高**
- 不法残留者数：6万8,488人 ※昨年同時期と比べ、**6,375人減少**（2年連続減少）
- 空海港で上陸を拒否した者：8,546人 ※前年に比べ、667人増加（前年比8.5%増）

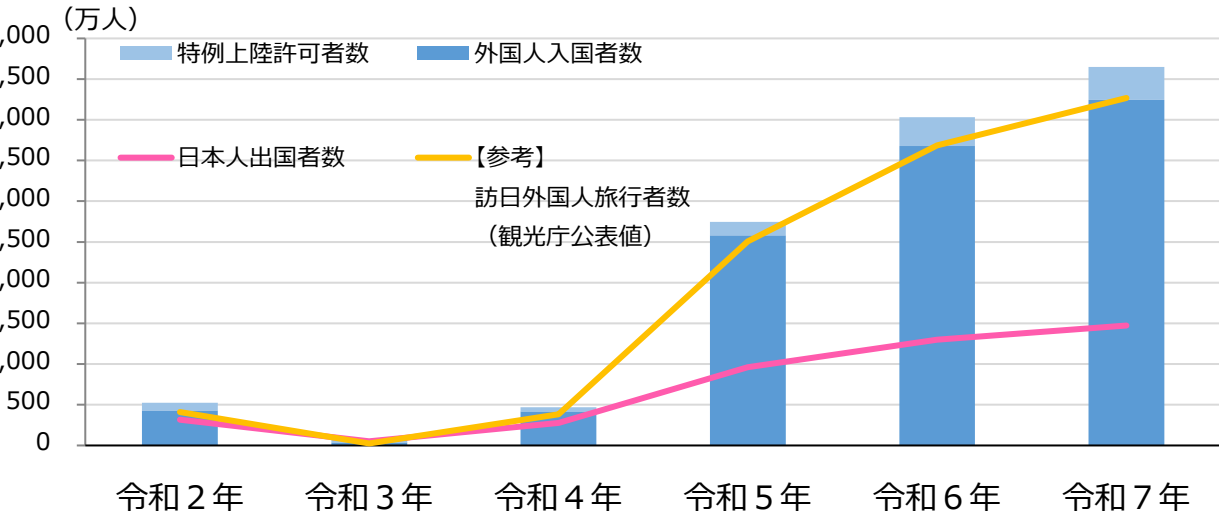
不法滞在者ゼロプラン関係

- 退去強制令書による送還者数及び出国命令により出国した者の数：1万7,352人
（退去強制令書による送還者数：7,563人、出国命令により出国した者の数：9,789人）
※前年に比べ、627人減少（前年比3.5%減）
ゼロプラン公表後の下半期の退去強制令書による送還者数は、4,140人で前年に比べ、265人増加（前年比6.8%増）
- 令和7年中の護送官を付して送還した者は、318人で**過去最高**（前年に比べ、69人増加）※送還事例については、事例集参照
- 難民認定申請の平均処理期間：22.5か月 ※前年から横ばい
不法滞在者ゼロプランにより処理を迅速化し処理数が増加（2024年5,293人⇒2025年9,397人）した結果、申請が古い案件も多く処理されたことが要因
- 難民認定申請者数はB案件の類型化等を実施して以降、減少傾向
B案件への振り分けは1,615人と前年の80人から**約20倍に増加**
〔B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件〕
- 難民認定申請の未処理数は、過去最高となった2025年5月末時点から**4,172人減少**し12月末時点で1万5,969人（20.7%減）
- 退去強制が確定した外国人：3,369人 ※前年に比べ、246人増加（前年比7.9%増）
難民認定申請の処理を迅速化し処理数が増加したことにより、年末にかけて退去強制令書の発付数が増加（2024年10月-12月1,964件⇒2025年10月-12月2,428件（※速報値））したことや、昨年の秋ごろに上陸拒否になったにもかかわらず、退去命令に従わず退去強制手続を執った事案が多発したことが影響したものと思われる。

令和7年の出入国在留管理業務の状況

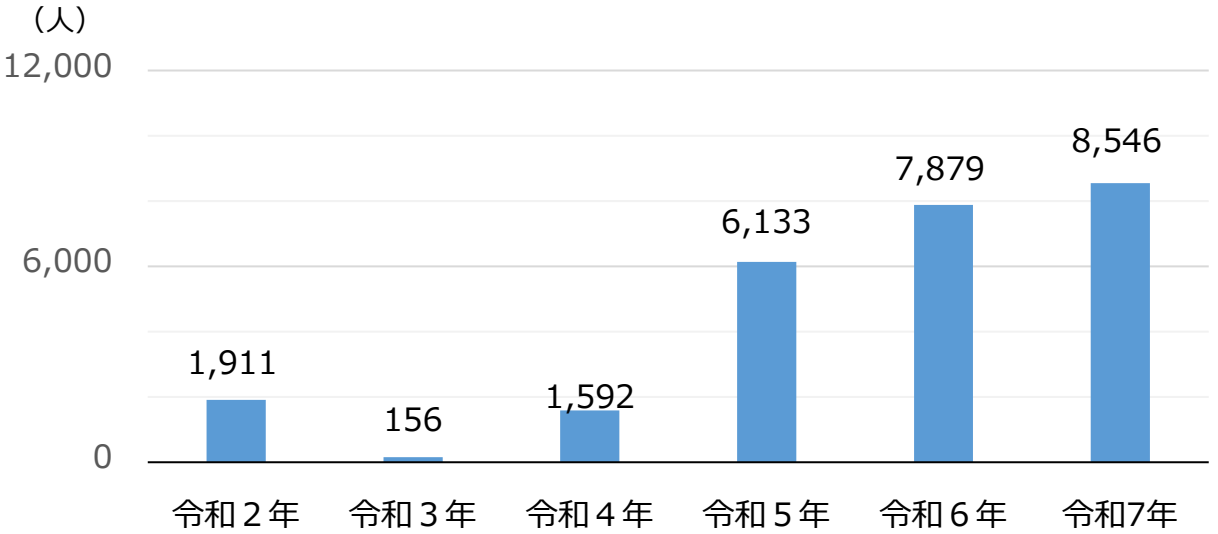


① 令和7年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について



- 令和7年の外国人入国者数： **4,243万930人**
→前年に比べ、565万966人増加し、初めて4,000万人を超えて**過去最高**
- このうち新規入国者数は、**3,918万4,525人**
→前年に比べ、516万8,759人増加し、**過去最高**
→国籍・地域別では、**韓国**が923万875人と最も多く、次いで**中国**が722万2,691人、**台湾**が639万65人
- 外国人新規入国者の在留資格別では、「**短期滞在**」が3,845万8,105人と最も多く、次いで「**留学**」が17万6,119人、「**技能実習**」が15万7,217人
- 令和7年の日本人出国者数： **1,473万1,615人**
→前年に比べ、172万4,333人増加

② 令和7年における外国人の上陸拒否について

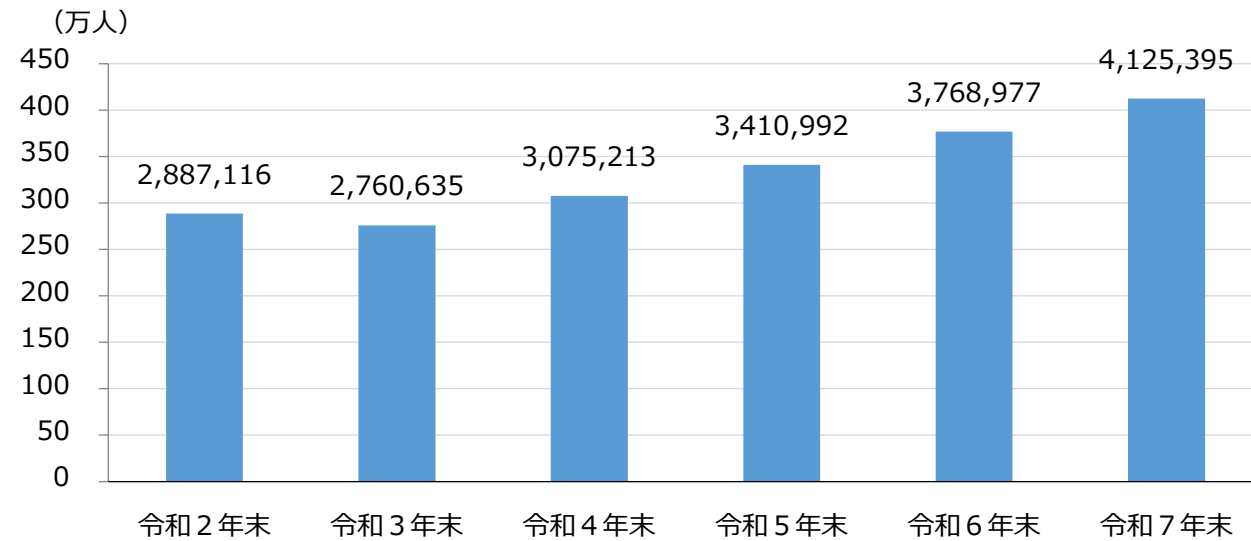


- 令和7年の外国人被上陸拒否者数： **8,546人**
→前年に比べ、667人増加
- 国籍・地域別では、**タイ**が2,343人と最も多く、次いで**インドネシア**が888人、**中国**が702人
- 上陸拒否の理由別では、「**入国目的に疑義**」が7,246人と最も多く、次いで「**上陸拒否事由該当**」が505人、「**有効な査証等不所持**」が111人

令和7年の出入国在留管理業務の状況



③令和7年末現在における在留外国人数について

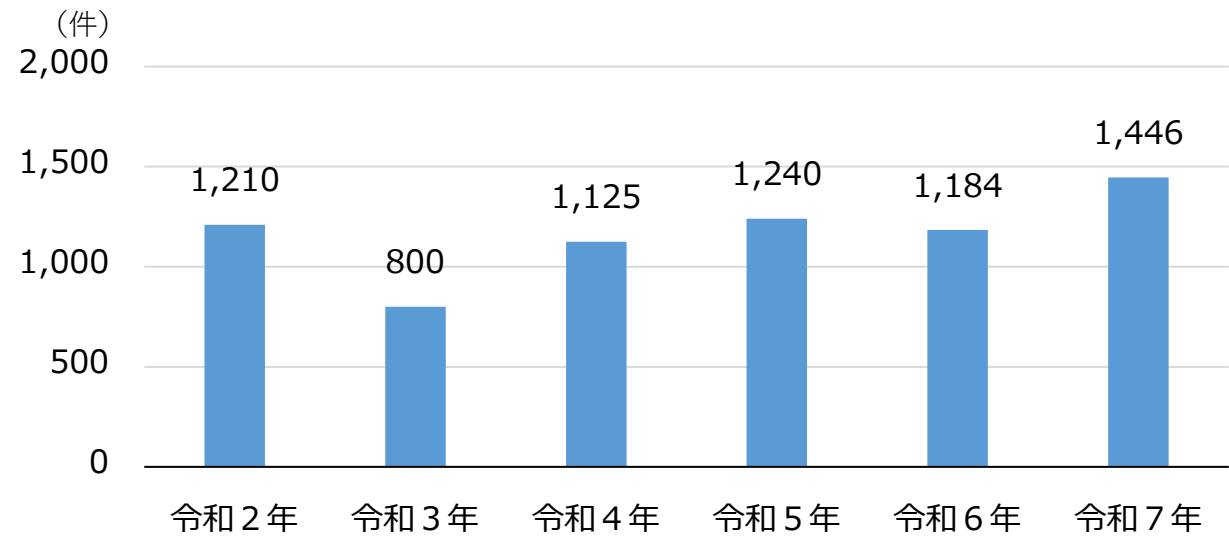


○令和7年末現在の在留外国人数：412万5,395人
→前年末に比べ、35万6,418人増加し、初めて400万人を超えて過去最高

○国籍・地域別では、中国が93万428人と最も多く、次いでベトナムが68万1,100人、韓国が40万7,341人

○在留資格別では、「永住者」が94万7,125人と最も多く、次いで「技術・人文知識・国際業務」が47万5,790人、「留学」が46万4,784人

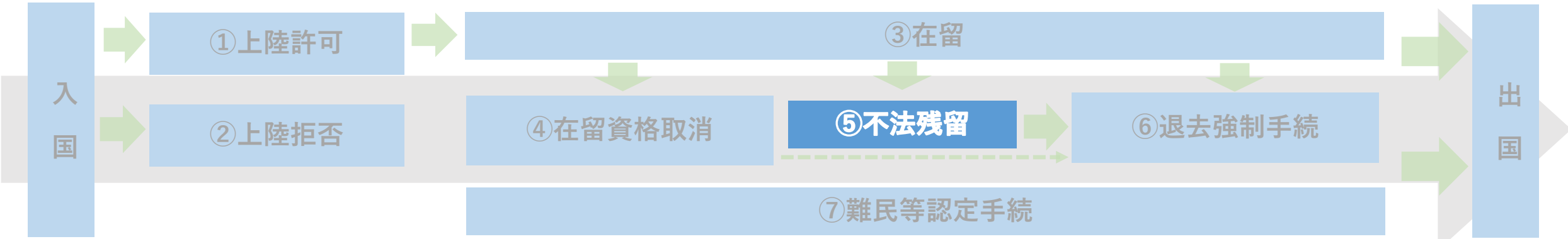
④令和7年における在留資格取消件数について



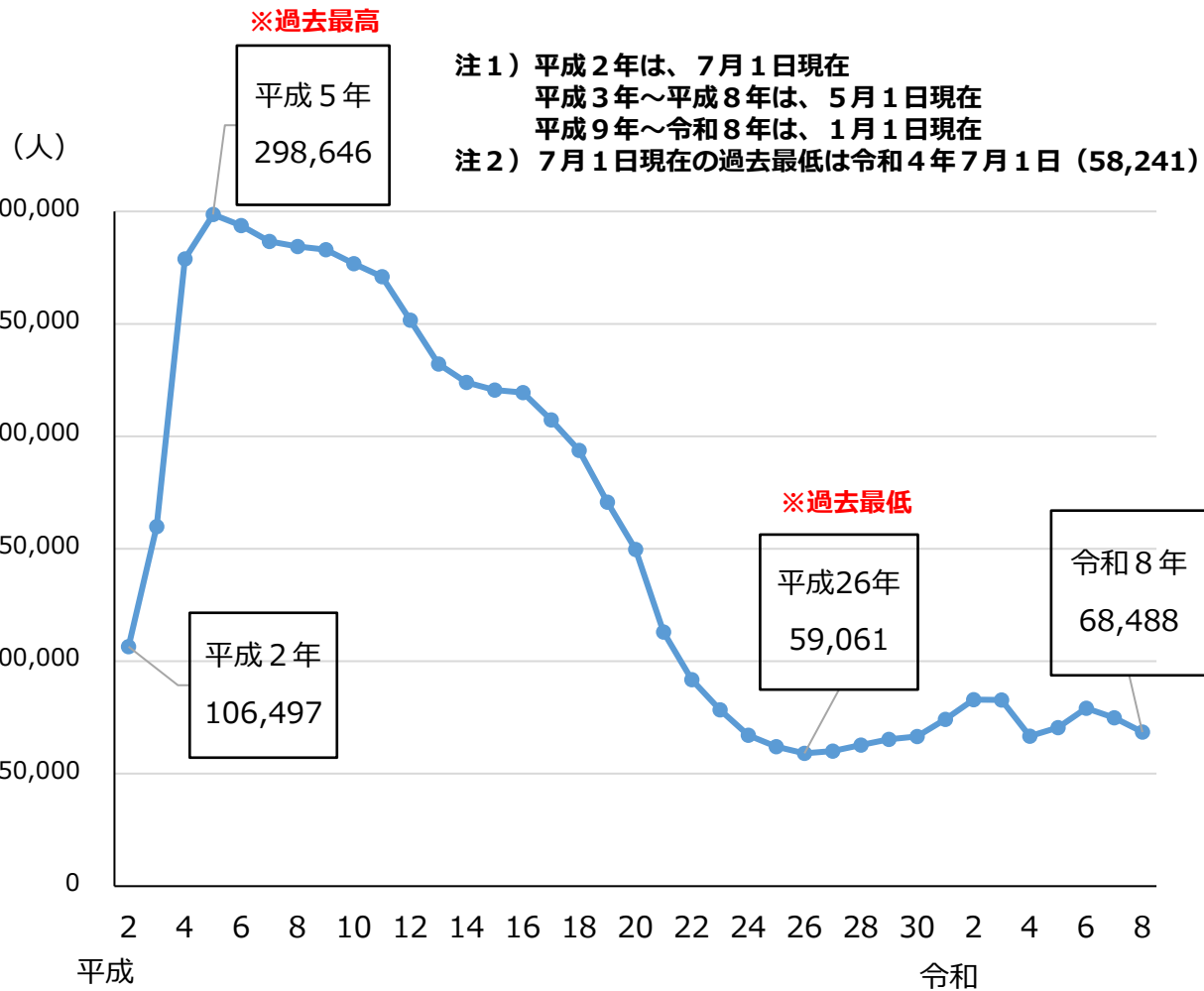
○令和7年の在留資格取消件数：1,446件
→前年に比べ、262件増加

○国籍・地域別では、ベトナムが947件と最も多く、次いでインドネシアが94件、スリランカが91件

○在留資格別では、「技能実習」が973件と最も多く、次いで「留学」が343件、「技術・人文知識・国際業務」が63件

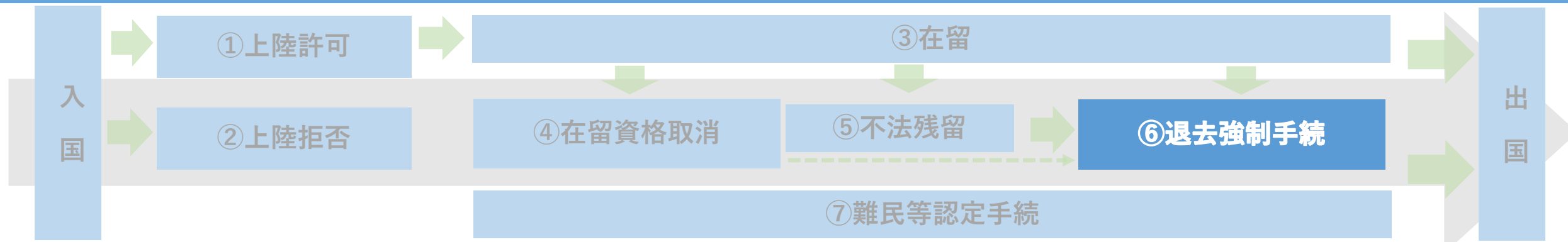


⑤本邦における不法残留者数について

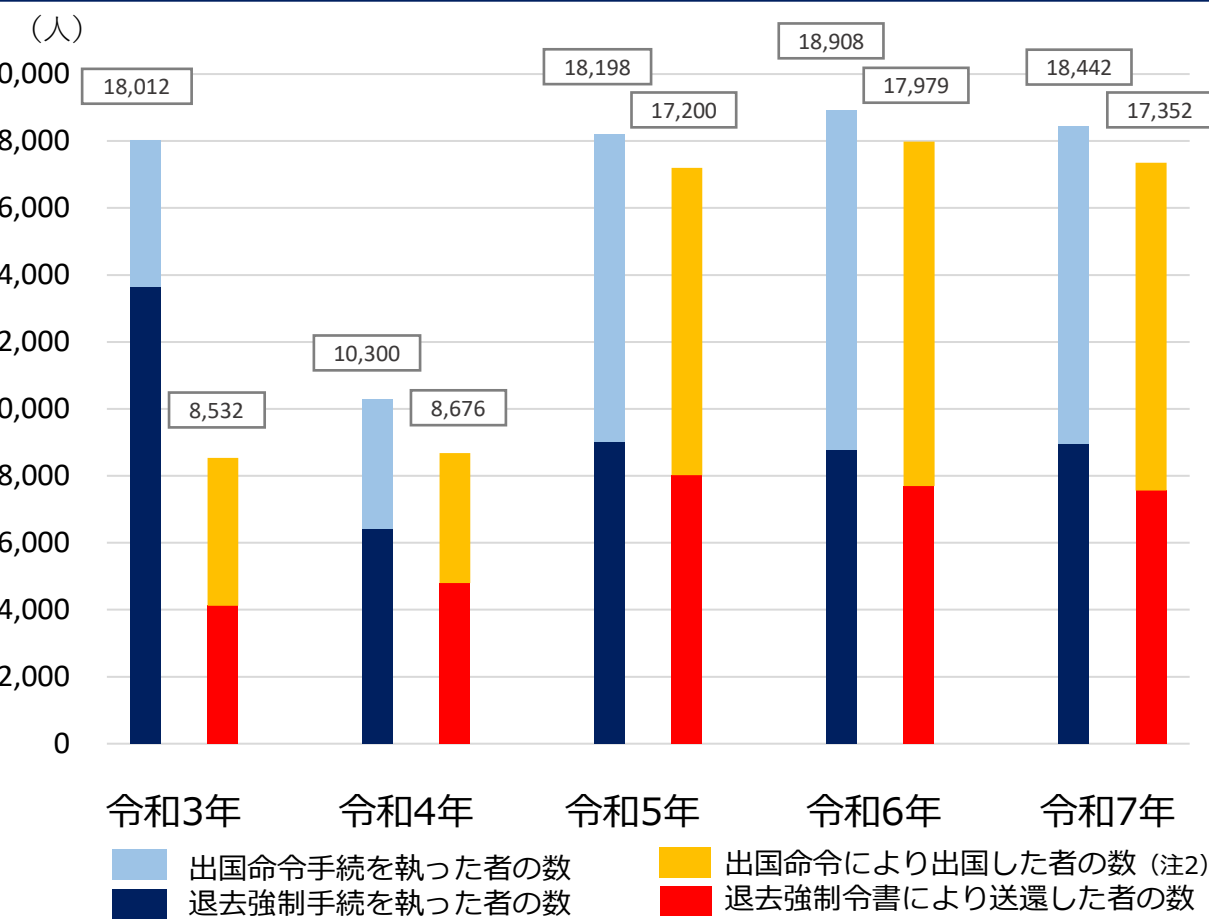


- 令和 8 年 1 月 1 日現在の不法残留者数： **6 万 8,488 人**
→令和 7 年 1 月 1 日現在に比べ、 **6,375 人減少**
- 国籍・地域別では、**ベトナム**が 1 万 1,601 人と最も多く、次いで**タイ**が 1 万 907 人、**韓国**が 1 万 20 人
- 在留資格別では、「**短期滞在**」が 4 万 1,607 人と最も多く、次いで「**技能実習**」が 9,323 人、「**特定活動**」が 7,306 人
- 令和 8 年 1 月 1 日現在の不法残留者数のうち、令和 7 年 1 月 1 日以降、新たに判明した不法残留者数は： **9,748 人**
→国籍・地域別では、**ベトナム**が 2,692 人と最も多く、次いで**タイ**が 2,497 人、**インドネシア**が 908 人
→在留資格では、「**短期滞在**」が 3,737 人と最も多く、次いで「**特定活動**」が 1,924 人、「**技能実習**」が 1,831 人

令和 8 年 1 月 1 日現在 不法残留者数 68,488		
新規 不法残留者数 9,748	継続 不法残留者数 58,740	減少 不法残留者数 16,123
令和 7 年 1 月 1 日現在 不法残留者数 74,863		



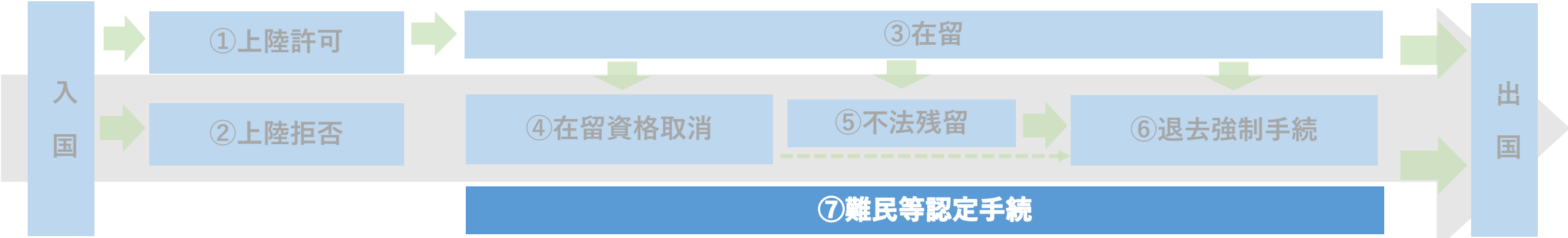
⑥ 令和 7 年における入管法違反事件について



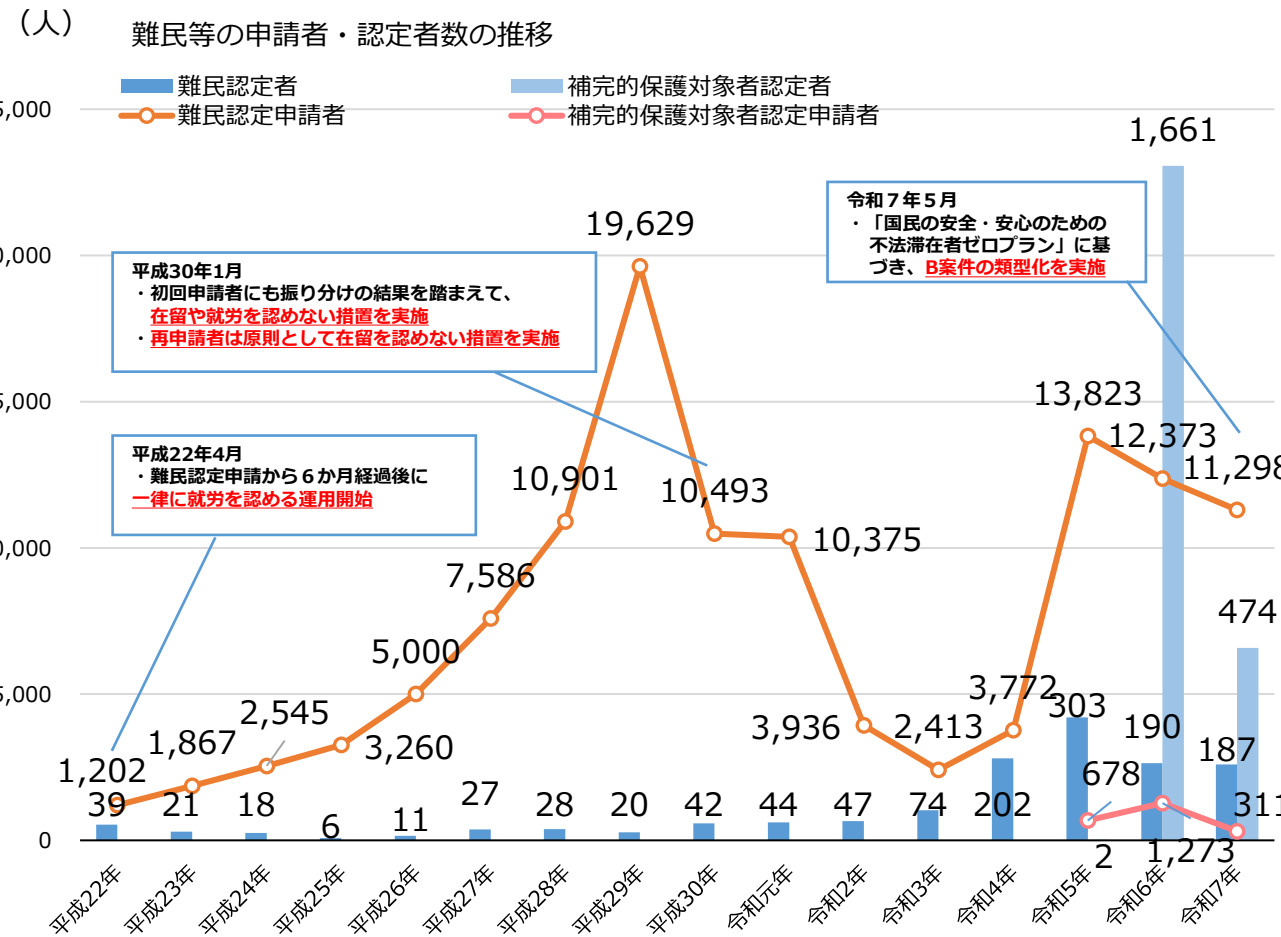
- 令和 7 年に退去強制手続等を執った者： **1万8,442人**（前年比2.5%減）
（うち退去強制手続を執った者： **8,959人**、出国命令手続を執った者： **9,483人**）
→ 国籍・地域別では、ベトナムが6,599人と最も多く、次いで、タイが3,600人、中国が1,653人
→ このうち不法就労事実が認められた者は、 **1万3,435人**（全体の72.9%）
- 摘発箇所数： **1,271件**（前年比 3.7%減）
- 被摘発者数： **1,837人**（前年比33.3%増）
- 退去強制令書により送還した者の数及び出国命令により出国した者の数の合計： **1万7,352人**（前年比3.5%減）
- 出国命令により出国した者の数： **9,789人**（前年比4.8%減）
- 被送還者数： **7,563人**（前年比1.8%減）
 - ・ 自費出国 6,677人（前年比 1.9%減）
 - ・ 国費送還（護送官なし） 505人（前年比13.1%減）
 - ・ 国費送還（護送官あり） 318人（前年比27.7%増）
 - ・ その他 63人（前年比 5.0%増）
- 国費送還（護送官あり）のうち、送還停止効の例外を適用して送還した人数： **59人**（前年比210.5%増）
 - ・ 3回目以降の難民等認定申請者（第1号） 52人（前年比205.8%増）
 - ・ 無期又は3年以上の実刑判決を受けた者等（第2号） 7人（前年比250%増）
- 退去強制が確定した外国人の数（令和 7 年末現在）： **3,369人**（前年比7.9%増）

国費送還（護送官あり）		
1位	トルコ	71人
2位	フィリピン	46人
3位	スリランカ	44人
4位	中国	25人
5位	ベトナム	20人

(注1) 退去強制手続等とは、退去強制手続又は出国命令手続のことである。
(注2) 出国命令により出国した者の数は、令和 3 年から令和 5 年については出国命令書の交付件数を計上。



⑦令和 7 年における難民認定者数等について



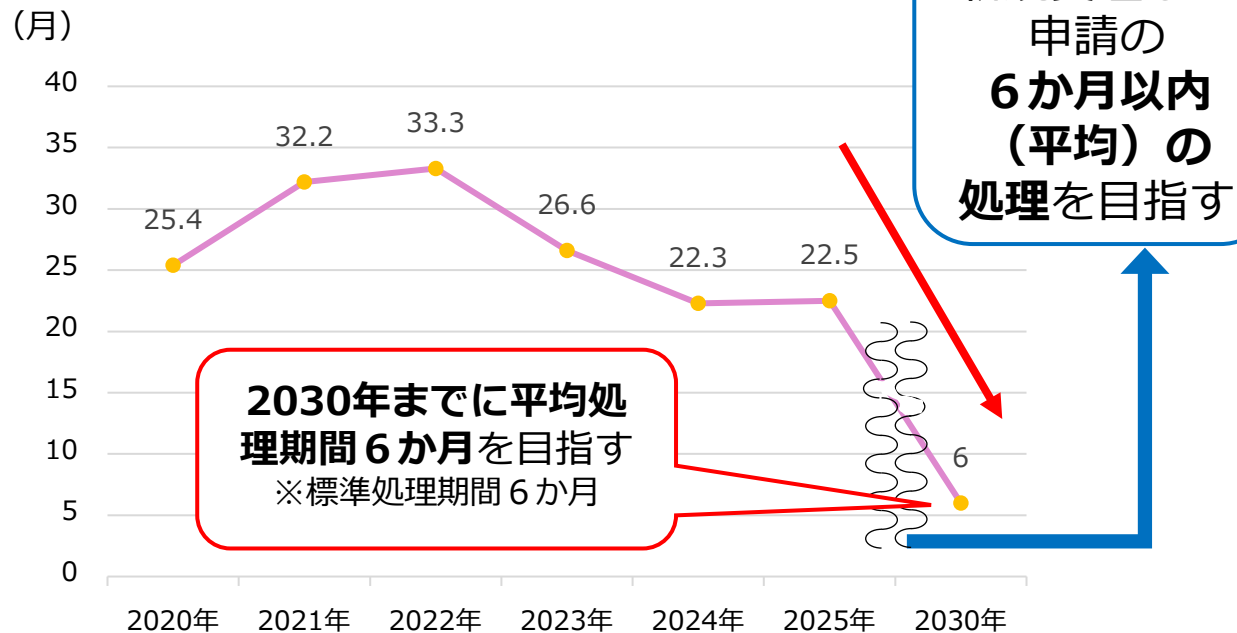
(注) 申請者は一次審査の数。認定者は一次審査のほか、不服申立ての結果、認定された者を含む。

(人) 【申請者数】
難民
○令和 7 年における申請者数：11,298人
→前年に比べ、1,075人減少
→国籍・地域別では、タイが1,556人と最も多く、次いでミャンマーが1,490人、インドが959人、スリランカが905人、バングラデシュが777人
補完的保護対象者
○令和 7 年における申請者数：311人
→主な国籍では、ウクライナが285人
【認定者数等】
難民
○令和 7 年における認定者数：187人（一次審査での認定は183人）
→前年に比べ、3人減少
→国籍・地域別では、アフガニスタンが123人と最も多く、次いでイエメンが26人
補完的保護対象者
○令和 7 年における認定者数：474人（一次審査での認定は470人で、そのうち難民認定申請に対し補完的保護対象者と認定した者は79人）
→主な国籍では、ウクライナが386人
人道配慮
○令和 7 年における人道配慮数：525人（うち一次審査での許可は、522人）
【不法滞在者ゼロプランの実施状況】
○令和 7 年 5 月に B 案件の類型化等を実施して以降、申請は減少傾向
→年間 1 位のタイの申請者数は、8 月以降ほぼゼロに減少
○振り分け分類別申請者数は、B 案件が大幅に増加
→令和 6 年 80 人（全体の 0.6%）から令和 7 年 1,615 人（全体の 14.3%） 5

不法滞在者ゼロプランで掲げた当面の効果（目標）の進捗状況

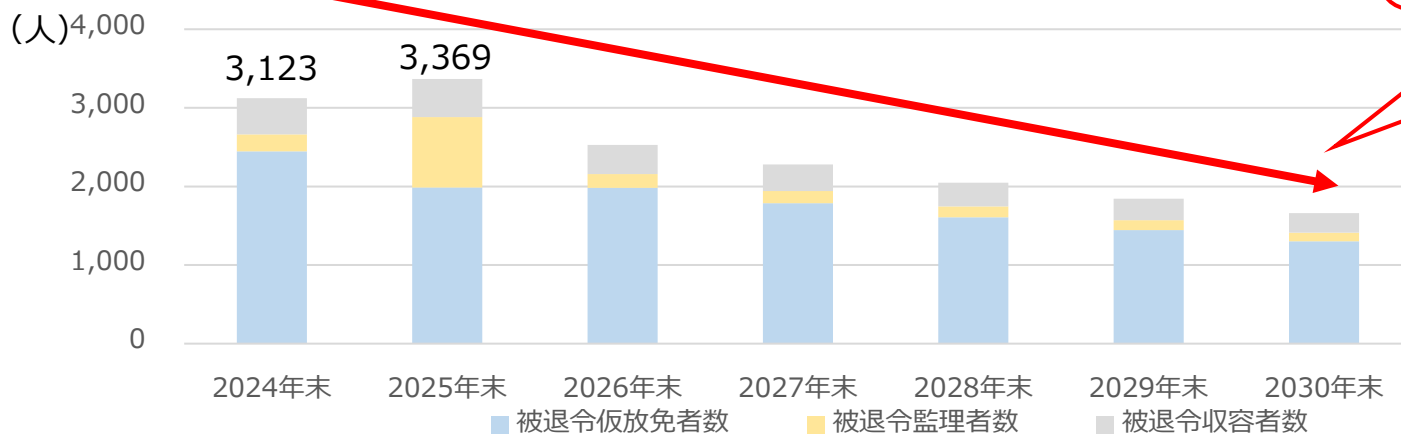
本表は不法滞在者ゼロプランで掲げた当面の効果（目標）について、2025年の進捗状況を追記したもの

難民認定申請の平均処理期間



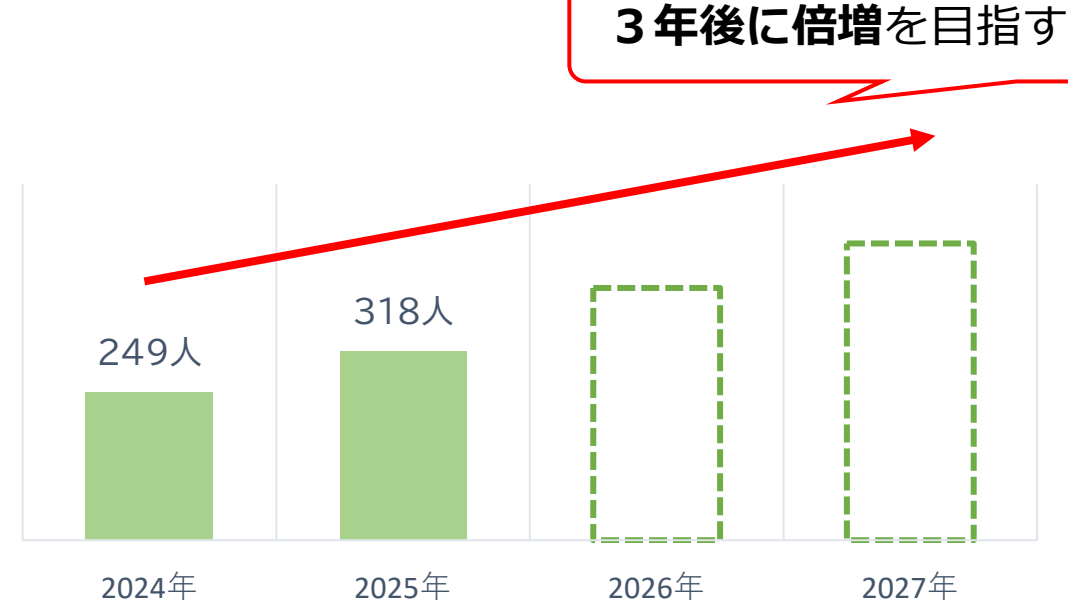
平均処理期間は2024年から横ばい。不法滞在者ゼロプランにより処理を迅速化し処理数が増加(2024年5,293人⇒2025年9,397人)した結果、申請が古い案件も多く処理されたことが要因。

退去強制が確定した外国人数



退去強制が確定した外国人は2024年から増加。難民認定申請の処理を迅速化し処理数が増加したことにより、年末にかけて退去強制令書の発付数が増加(2024年10月-12月1,964件⇒2025年10月-12月2,428件(※速報値))したことや、昨年の秋ごろに上陸拒否になったにもかかわらず、退去命令に従わず退去強制手続を執った事案が多発したことが影響したものと思われる。

護送官付き国費送還



今後の難民認定申請の審査迅速化により増加が見込まれるものの2030年末までに半減を目指す

不法滞在者ゼロの日本へ

不法残留者数

令和7年1月1日現在 7万4,863人
⇒令和8年1月1日現在 6万8,488人 (8.5%減少)